

議第二十五号

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和八年二月二十六日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二十三の項中「大垣市」の下に「、高山市」を加え、「関ヶ原町」を「関ヶ原町」に改め、同表五十の二の項中「土岐市」の下に「、海津市」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - 一 別表第一五十の二の項の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 令和八年四月一日
 - 二 別表第二十三の項の改正規定 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の岐阜県事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）の規定により市が処理することとなる事務に関し、この条例の施行の際現にその効力を有する知事がした処分その他の行為に係るこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の法令の適用については、新条例の規定により当該事務を処理することとなる市の長が、それぞれ当該行為をしたものとみなす。
- 3 新条例の規定により市が処理することとなる事務に関し、施行日前に知事に対してなされた申請その他の行為に係る施行日以後の法令の適用については、それぞれ当該行為が、新条例の規定により当該事務を処理することとなる市の長に對しなされたものとみなす。

提 案 説 明

自然公園法に基づく事務処理の特例に関し必要な事項を定める等のため、この条例を定めようとする。